

付帯メニュー定義書

付帯 1.Amazon ギフトカード 5,000 円提供
【2026_0301】

エバーグリーン・リテイリング株式会社

2026 年 3 月 1 日

「付帯メニュー定義書(Amazon ギフトカード 5,000 円提供)」(以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下「電気供給約款」といいます。)に基づく電気需給契約に新たにご契約いただいたお客さま向けに、当社が特典を提供する取扱いを定めたものです。

1. 実施期日

本定義書は、2026 年 3 月 1 日以降、7. (対象料金プラン)に記載する料金プランに新たにご契約いただいたお客さまに適用します。

2. 定義

お客さまに適用される電気供給約款に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件

当社は、お客さまが以下の条件をすべて満たした場合に、4. (特典内容)に定める特典(以下「新規契約特典」といいます。)を提供します。

- ① お客さまが、電気供給約款に基づく電気需給契約の新規契約者であること
- ② 電気供給約款に基づく電気需給契約を、使用開始日から 4 か月経過した日まで継続して契約されていること
- ③ 前項の契約期間中における検針に基づく電気使用量が、月平均 120kWh 以上であること。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
- ④ 新規契約特典の提供時に、料金の支払い期日を超過して支払われない料金が発生していないこと
- ⑤ メールアドレスがお客さま情報として登録されており、かつ有効であること
- ⑥ 過去、同一お客様かつ同一拠点において、本新規契約特典の提供を受けていないこと。
なお、引越し等に伴い、引越し元の供給地点において使用開始日から 4 か月を経過する日までに転出し、引越し先の供給地点で当社の電気需給契約を継続した場合は、新規契約特典の対象外となります。

4. 特典内容

当社は、お客さまが 3. (適用条件)に定める条件をすべて満たした場合に、以下の新規契約特典を提供いたします。

- ・ Amazon ギフトカード 5,000 円分、電子チケット

5. 特典の提供

新規契約特典の提供にあたっては、以下の通りといたします。

- ① 新規契約特典の提供に関するご案内は、3. (適用条件)に定める条件の達成状況を当社が確認次第、順次ご案内いたします。
- ② 特典内容は、お客さま情報に登録されたメールアドレスにお送りします。
- ③ 供給開始月を 0 ヶ月として、4 か月目の末日以降に提供いたします。
(例)供給開始月が 11 月の場合、翌年 3 月末日以降に提供いたします。

- ④ 需要場所の検針日により、提供が予定より遅れる場合があります。
- ⑤ Amazon ギフトカードに関する事項は、アマゾンジャパン合同会社が定める各種規約によります。
- ⑥ お客さまが有効期間内にギフトカード番号をアマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録されなかった場合や、アマゾンジャパン合同会社が規約を変更した場合等、当社の責めとならない理由によりお客さまに不利益が生じた場合、当社はその責めを負いません。

6. 早期解約等の取消・返還

(1) 次の各号に該当する場合、当社は特典の提供を行わない、又は進呈済みの特典を無効化し、又は特典相当額の返還を請求することができます。

- ① 特典の受領のみを目的とし、交付直後に短期間で解約する行為
- ② 契約期間中の実使用量が3. (適用条件)に定める③の基準に満たない場合
- ③ 特典の取得を目的とした申込み、その他濫用が認められる場合

(2) 前項により返還請求を行う場合、返還額は進呈した特典の額面相当額とし、返還方法は当社が指定する方法によります。

7. 対象料金プラン

本定義書で定める新規契約特典の対象料金プランは、以下のとおりです。

- ・スマートゼロプラン(2025年9月1日実施)

8. 定義書の変更および廃止

新規契約特典の提供にあたっては、以下の通りといたします。

- ① 当社が本定義書を変更する場合の手続きは、電気供給約款の定めに従います。
- ② 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社のホームページに掲載します。
- ③ 本定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合の手続きは、電気供給約款の定めに従います。

9. その他

- ① 本定義書に基づく権利の譲渡はできません。
- ② 本定義書に定めのない事項については、電気供給約款に定めるところによります。